

令和2年4月17日

利用者様・家族様

介護老人保健施設 恵寿苑
苑長 古屋 智英

新型コロナウイルス感染拡大防止対策について(お願い)

いつも恵寿苑をご利用いただきありがとうございます。

島根県内の新型コロナウイルス感染症患者の発生や4/16には非常事態宣言の発令もあり、ご利用者及びご家族の皆様におかれましても大変不安な日々を送っておられることと存じます。この度の感染症は、高齢である利用者様にとって非常に危険で生命を脅かすものでありますので、当事業所と致しましても拡大防止に努めたく、厚生労働省や島根県からの指導に沿って、感染状況に応じた予防及び対応をさせて頂きたいと考えております。

以下の予防策や対応のお知らせをするとともに皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○予防策について

- ① ご利用前のご自宅での検温と健康観察は引き続きお願いいたします。
- ② ご利用時はマスクの着用をお願いいたします。
- ③ 発熱がある場合はご利用できません。また、発熱がなくても、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)や倦怠感、鼻水・頭痛・咽頭痛などの感冒症状、下痢、味覚・臭覚異常などの症状がある場合などもご利用をお断りさせていただきます。
- ④ 同居のご家族に前項のような症状がある場合も同様です。
- ⑤ ご家族または近親者が感染流行地域へ外出された場合、または感染流行地域より帰省された方との接触があった場合は、2週間以上ご利用をお休みして頂きます。
- ⑥ 当事業所でも検温や健康観察、換気・消毒等の対策を講じておりますが、感染が発生するリスクがあることを十分ご理解のうえ、ご利用ください。

○事業休止について

当事業所の休止判断基準: ①大田市内での感染者が発生した場合②当施設職員や利用者が感染者または濃厚接触者となった場合③島根県内での感染者発生数が5名/日以上の増加が継続する場合には保健所等行政と相談の上、事業の一部縮小または休止を判断いたします。

しかし独居生活の利用者など完全な利用中止が困難なご利用者については、当事業所での発生者が無い場合に限り、担当のケアマネジャーや保健所等行政などと相談し出来る限り柔軟なサービスを考えております。

この度の感染症については大変な脅威を感じており、ご利用者の安全を第一に考えた対応をするためには、皆様のご理解とご協力が不可欠ですので、よろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたらご遠慮なくお尋ねください。

<問い合わせ先> 電話：0854-82-3301 担当：通所リハビリテーション
主任 三谷 浩子